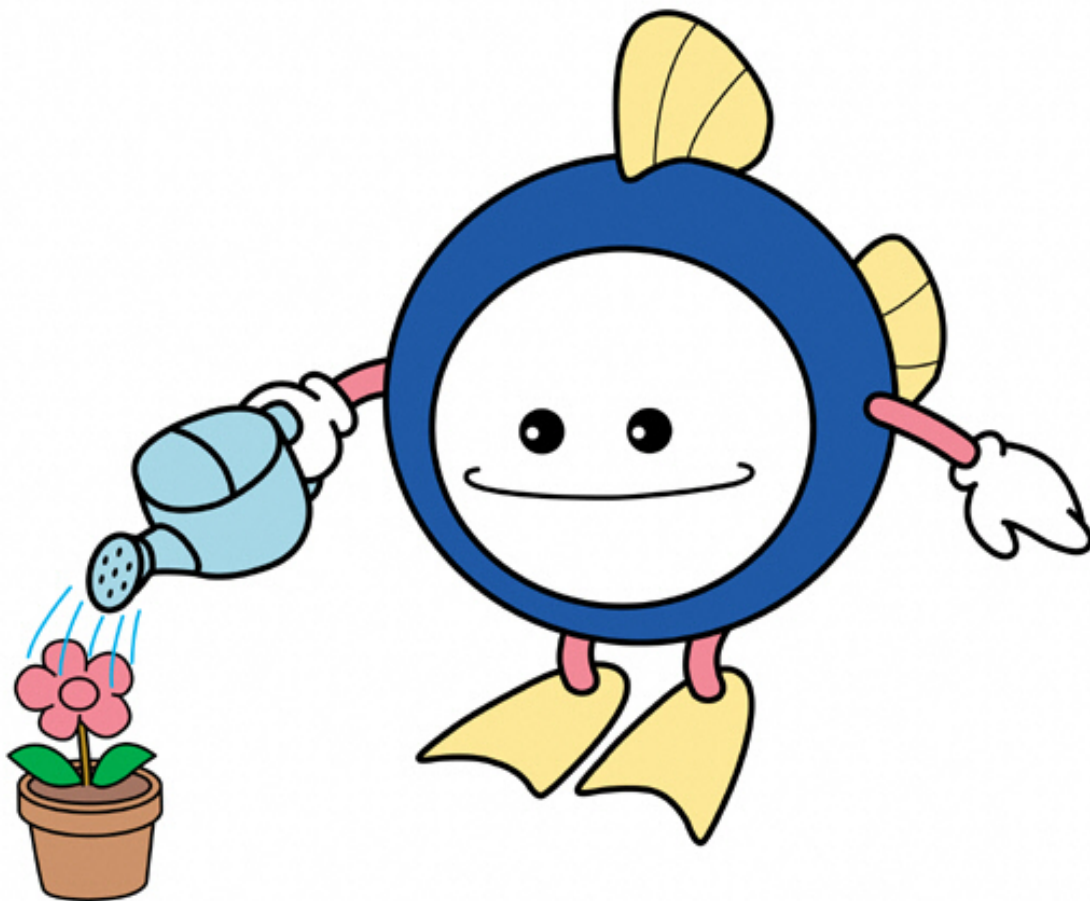


快適なくらしは 生活排水処理事業から

(特定環境保全公共下水道・農業集落排水・コミュニティ・プラント)

受益者分担金制度について



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

三 田 市

【受益者分担金制度について】

受益者分担金とは

生活排水処理施設（以下、「下水道」という。）が整備されると、トイレの水洗化など生活環境が改善され、その土地の利用価値が上がります。そして、下水道は、道路や公園のように誰もが利用できる公共施設と異なり、下水道が整備される区域の人（受益者）しか利用できないため地方自治法に基づき家屋の所有者など利益を受ける人（受益者）から整備および維持管理費用の一部を負担いただくのが受益者分担金となります。

受益者とは

受益者（分担金を納めていただく方）は、下水道が整備される区域内の家屋などの施設所有者または使用者となります。

分担金の受益者の申告

毎年6月に分担金を納めていただく区域（賦課対象区域）を公告し、その区域内の住宅の所有者に「受益者申告書」をお送りしますので、必要事項を記入のうえ、指定期日までに提出していただきます。

この申告書をもとに分担金額を決定しますので、必ず提出してください。

分担金の額

分担金額は、三田市生活排水処理事業受益者分担金徴収条例で、専用住宅の場合、1戸当たり60万円と定めています。なお、専用住宅以外の事業所や店舗等の場合、分担金額は別途算定の上、決定します。

分担金の納付方法

分担金の納付方法は、負担金額を3年に分割し、さらに1年を4期に分けた計12回で納めていただきます。（一括で納めていただくことも可能です。）

専用住宅で60万円の場合、5万円を年4回、3年で納めていただきます。

なお、分担金はその建物に対して利用用途等が変わらない限り一度だけ賦課されるものです。

納付期日は、毎年次のとおりです。ただし、第1年目の第1期の納付期日は、7月1日～同月末日です。

	期 別	期 日
納 期	第1期	6月1日～同月末日
	第2期	9月1日～同月末日
	第3期	12月1日～同月25日
	第4期	翌年3月1日～同月末日

※期日が土日祝日の場合は翌日

納付は、市が発送する納付書により、指定金融機関等で納付していただくか、口座振替制度をご利用下さい。

※分担金を指定された納期限までに納付されない時は、遅滞日数に応じ年14.6%の割合で延滞金がかかります。（R6.8.1現在）

受益者の変更

建物の売買などにより受益者に変更があった場合には、新・旧受益者が連署のうえ、すみやかに受益者変更申請書を提出してください。

この場合、申請書を受理した日以後の納期分の分担金は、新しい受益者が負担することになります。

したがって、届出がされない場合は、そのまま旧受益者が負担することになりますのでご注意ください。

また、受益者や納付管理人の住所に変更があった場合も届け出てください。

分担金の減免と徴収猶予

分担金は、賦課対象区域内の住宅等に賦課されますが、住宅等の利用状況などにより、市長が認めた場合は減免または徴収猶予されます。

該当する場合は、「生活排水処理事業分担金減免（または徴収猶予）申請書」を提出してください。

【減免になる主なもの】

対象となる土地	減免率
消防団倉庫、自治会の集会所	100%
宗教法人がその本来の目的のために設置する建物	75%
生活保護を受けている受益者	100%
社会福祉法人が経営する 保育所、養護施設	100%

【徴収猶予になる主なもの】

対象となる土地	猶予割合	猶予の期間
災害の被災を受け、分担金の納付が困難と認められる受益者の所有する住宅等	一部～ 100%	2年を限度に市長が認める間

【受益者負担金に関するお問い合わせは】

三田市上下水道部経営管理課経営係

TEL 079-559-5120 FAX 079-559-0440

Mail keieikanri@city.sanda.lg.jp

【汚水桝設置、工事に関するお問い合わせは】

三田市上下水道部下水道課整備係

TEL 079-559-5122 FAX 079-559-0440

Mail gesuido@city.sanda.lg.jp